

特定有人国境離島漁村支援交付金

事業概要

(1) 雇用を創出するための取組

雇用機会の拡充を図るため、新たな漁業又は海業¹に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者(以下、「対象事業者」という。)を漁業集落²が支援する場合に要する経費を支援。

ただし、既存の事業者が取組を行う場合は、漁業集落内で就業する従業員を増員することを条件とする。

また、1漁業集落では複数の取組を同時に行えないものとする。

漁業集落、対象事業者

対象経費

設備費、改修費又は設備費、改修費に係る減価償却費(ただし老朽化等による単純な更新は対象外とする)

増員した従業員に必要な備品(イス、机、ロッカー、その他水産庁長官が必要と認めるものに限る) 金利 広告宣伝費 店舗等借入費 人件費 島外からの事務所移転促進費 従業員の資格取得・講習受講経費 船舶の運行に要する燃油費 漁業及び養殖生産に要するえさ代、水代、魚箱代、市場手数料、倉庫等保管経費 養殖生産に要する水道光熱代、種苗代(従業員の増員のみを行う場合は、増員に伴って新たに発生する、及びの経費に限る。)

¹「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等がある。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

(1)の取組を漁業集落で実施している又は実施を計画している場合に、漁業集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する経費を支援。

漁業集落

対象経費

資材費 消耗品費
人件費 借料・損料
雑役務費

その他、(1)の取組を効果的に進める上で水産庁長官が必要なものとして市町村実施計画において承認した経費

取組に必要な経費を支援

取組に必要な経費を支援

事業実施主体(市町村)

交付金を交付

都道府県

交付金を交付

国

交付率: 定額
交付上限額: 600万円

交付率: 定額
交付上限額: 150万円(人件費は100万円)

²「漁業集落」とは対象漁業集³を構成する単体の集落をいう。
³「対象漁業集落」とは集落協定を締結した単体又は複数の漁業集落の総体をいう。